

(証券コード：9107)

平成18年6月5日

株 主 各 位

神戸市中央区海岸通8番

川崎汽船株式會社

取締役社長 前 川 弘 幸

第138期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、第138期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討下さいまして、平成18年6月23日（金曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送下さい。

【インターネット等による議決権行使の場合】

パーソナル・コンピュータから議決権行使専用ウェブサイト(<http://www.web54.net>)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に沿って議案に対する賛否をご入力下さい。

なお、インターネット等による議決権行使に際しては32頁および33頁の「インターネット等による議決権行使について」をご一読下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年6月26日（月曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区平河町2丁目6番4号 海運ビル
海運クラブ（日本海運会館）2階・大ホール
（本総会では開催場所が前回とは異なります。末尾記載の「株主総会会場ご案内」をご参照下さい。）

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第138期（自平成17年4月1日
至平成18年3月31日）営業報告書、連結貸借対照表及び連結損益計算書報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第138期（自平成17年4月1日
至平成18年3月31日）貸借対照表及び損益計算書並びに定款授權に基づく自己株式取得報告の件

決議事項

- 第1号議案 第138期利益処分案承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）導入の件
- 第4号議案 取締役6名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈及び役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金贈呈の件
- 第7号議案 監査役の報酬額改定の件

以 上

上記各号議案の要領は、後記「株主総会参考書類」に記載のとおりです。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎当社では、定款第16条の定めにより、代理人の方が議決権を行使できるのは、議決権を有する他の株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

◎本招集ご通知に記載した事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.kline.co.jp/>)に掲載いたします。

株主総会参考書類

(議案及び参考事項)

第1号議案 138期利益処分案承認の件

当期の利益処分案につきましては、添付書類(32頁)に記載のとおりです。当期は荷動きは全般に堅調に推移しましたが、燃料油価格の高騰、不定期船市況の軟化、コンテナ船の一部航路における市況軟化等のマイナス要因により、経常利益・当期純利益とも当初予想を下回る結果となりました。しかしながら、当期純利益は史上最高益を達成することができました。このような状況を勘案し、当期の期末配当金を1株あたり9円にしたいと存じます。当社は昨年11月、1株につき9円の間配当を実施いたしましたので、これを加えた年間配当金は1株につき18円で、前期比1.5円の増配となります。また、取締役賞与金を計上させていただき、さらに、別途積立金の積立を行い、残余金額は次期繰越利益と致したいと存じます。

また、取締役賞与金については、員数を踏まえ前期より15百万円増額した金220百万円を当期末現在の取締役25名及び第137期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名に対し支給致したいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 変更案第6条：当社は潜在株式を含め発行可能株式総数の約62%をすでに使用しておりますが、今後の新規造船需要、国際海運業界の動向等を踏まえすと、機動的な資金調達が必要となる場面も想定されることから、発行可能株式総数の数を増加いたしたく存じます。また、第3号議案「大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)導入の件」をご承認いただいた場合には、当該対応方針に基づいて対応するために増加するものでもあります。
- (2) 変更案第21条：取締役会の意思決定の迅速化を図るため、取締役の員数を削減するものであります。
- (3) 以下は「会社法」(平成17年法律第86号)の施行に伴い、定款に規定することにより可能となる事項に関して変更を行うものであります(条数は変更案のもの)。
 - ①第15条：会社法において株主総会招集地に関する制限が廃止されましたが、株主総会の円滑な開催のため、開催地を本店の所在する兵庫県及び本社の所在する東京都に限定するものであります。
 - ②第20条：株主総会の招集に際し、株主の皆様の利便性を高めるため、インターネットを利用した参考書類等の開示を可能とするものであります。

- ③第28条第2項：取締役会の機動的な運営を図るため、その決議について会社法第370条により認められた書面等による承認が行なえるよう所要の変更を行うものであります。
- ④第40条：会社法第427条第1項により社外監査役との責任限定契約の締結が認められたことに伴い、社外監査役として独立性の高い優秀な人材を迎えるため、新設するものであります。
- (4) 以下は「会社法」の施行に伴い、株券の発行や機関の設置を明記するものであります（章数、条数は変更案のもの）。
- ①第4条：取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を設置する旨。
- ②第9条：株券を発行する旨。
- ③第6章 第41条～第42条：会計監査人に関する章を新設する旨。
- (5) 以下は「会社法」の施行に伴い、表記の修正を行うものであります（条数は変更案のもの）。
- 第1章：第5条（公告方法）、第2章：第6条（発行可能株式総数）、第6条の2（自己の株式の取得）、第7条（単元株式等）、第8条（単元未満株式の売渡請求）、第11条（株式取扱規則）、第12条（株主名簿管理人）、第3章：第14条（定時株主総会の基準日）、第17条（決議の方法）、第18条（議決権の代理行使）、第19条（議事録）、第4章：第22条（任期）、第23条（選任）、第26条（取締役会の招集通知）、第28条（取締役会の決議方法）、第29条（取締役会の議事録）、第30条（報酬）、第5章：第32条（任期）、第33条（選任）、第34条（監査役会および常勤監査役）、第35条（監査役会の招集通知）、第36条（監査役会の決議方法）、第38条（監査役会の議事録）、第39条（報酬）、第7章：第43条（事業年度及び決算期）、第44条（剰余金の配当の基準日）、第45条（中間配当）、第46条（剰余金の配当の除斥期間）
- (6) その他、条文の新設に伴い、必要な条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 (新設)	第1章 総 則 (機 関) 第4条 当社は、次の機関を置く。 ① 取締役会 ② 監査役 ③ 監査役会 ④ 会計監査人

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告方法)</p> <p><u>第4条</u> 当会社の公告は電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第2章 株 式</p> <p><u>(株式の総数)</u></p> <p><u>第5条</u> 当会社の発行する株式の総数は10億8千万株とする。</p> <p>(自己株式の買受け)</p> <p><u>第5条の2</u> 当会社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号</u>の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けすることができる。</p> <p>(単元株式等)</p> <p><u>第6条</u> 当会社の1単元の株式の数は1,000株とする。</p> <p>2. 当会社は、<u>1単元の株式の数</u>に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)については、<u>株券</u>を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p><u>第7条</u> 当会社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>株式取扱規則</u>に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて<u>1単元の株式の数</u>となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(株 券)</p> <p><u>第8条</u> 当会社の発行する株券の種類は、取締役会で定める株式取扱規則による。</p>	<p>(公告方法)</p> <p><u>第5条</u> 当会社の公告は電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p>第2章 株 式</p> <p><u>(発行可能株式総数)</u></p> <p><u>第6条</u> 当会社の発行可能株式総数は20億株とする。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第6条の2</u> 当会社は、<u>会社法第165条第2項</u>の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式等)</p> <p><u>第7条</u> 当会社の単元株式数は1,000株とする。</p> <p>2. 当会社は、<u>単元株式数</u>に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)については、<u>株券</u>を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(単元未満株式の売渡請求)</p> <p><u>第8条</u> 当会社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>株式取扱規則</u>に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて<u>単元株式数</u>となるべき数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p><u>第9条</u> <u>当会社は株券を発行する。</u></p> <p>(株 券)</p> <p><u>第10条</u> (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の株式の名義書換、単元未満株式の買取及び買増し、その他株式に関する手続及びその手数料等については、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p><u>(名義書換代理人)</u></p> <p>第10条 当社は株式につき、名義書換代理人を置く。</p> <p>2. 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿、実質株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取及び買増し、その他株式に関する事務は、すべて名義書換代理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。</p> <p><u>(基準日)</u></p> <p>第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 定時総会は毎年6月にこれを招集し、臨時総会は必要に応じてこれを招集する。</p> <p>(新設)</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株式の名義書換、単元未満株式の買取及び売渡し、新株予約権原簿への記載または記録その他株式に関する手続及びその手数料並びに株主の権利行使に関する手続き等は、法令又は定款のほか取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p><u>(株主名簿管理人)</u></p> <p>第12条 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿、実質株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備置き、株式の名義書換、株主名簿の作成、新株予約権原簿の管理、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取及び売渡し、届出の受理その他株式に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取扱わない。</p> <p>(削除)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p><u>(定時株主総会の基準日)</u></p> <p>第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(開催地) <u>第13条</u> 株主総会は、本店所在地のほか東京都港区又はこれらに隣接する<u>地</u>において開催することができる。</p> <p>(議 長) <u>第14条</u> 総会の議長は社長がこれに当たり、社長が定められていないとき又は支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</p> <p>(決議方法) <u>第15条</u> 総会の決議は、法令に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもってする。</p> <p>2. <u>商法第343条</u>に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使) <u>第16条</u> 株主は議決権を有する他の出席株主に委任してその議決権を行使することができる。但し、この場合には総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。</p> <p>(議事録) <u>第17条</u> 総会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、<u>議長並びに出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (員 数) <u>第18条</u> 当会社の取締役は、<u>25名以内とする。</u></p>	<p>(開催地) <u>第15条</u> 株主総会は、本店所在地である<u>兵庫県のほか東京都において開催</u>することができる。</p> <p>(議 長) <u>第16条</u> (現行どおり)</p> <p>(決議の方法) <u>第17条</u> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項</u>に定める特別決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使) <u>第18条</u> 株主は議決権を有する他の出席株主1名に委任してその議決権を行使することができる。但し、この場合には<u>株主総会ごと</u>に代理権を証明する書面を提出しなければならない。</p> <p>(議事録) <u>第19条</u> 総会の議事は、その経過の要領及び結果並びに<u>その他法令に定める事項</u>を議事録に記載又は記録する。</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第20条</u> 当会社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (員 数) <u>第21条</u> 当会社の取締役は、<u>15名以内とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期) <u>第19条</u> 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(選 任) <u>第20条</u> 取締役は、<u>株主総会において選任する</u>。 2. 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもってする。 3. 取締役の選任は累積投票によらない。 (代表取締役及び特称取締役) <u>第21条</u> 取締役会の決議をもって代表取締役若干名を定める。 2. 取締役会の決議をもって取締役のうち会長、社長各1名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。 (相談役) <u>第22条</u> 取締役会の決議をもって相談役若干名を置くことができる。 (取締役会の招集通知) <u>第23条</u> 取締役会を招集するには、会日の3日前までに各取締役及び各監査役にその通知を発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を<u>開く</u>ことができる。 (取締役会の招集者及び議長) <u>第24条</u> 取締役会の招集者及び議長については取締役会の決議をもって定める。 (取締役会の決議方法) <u>第25条</u> 取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもってする。</p>	<p>(任 期) <u>第22条</u> 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(選 任) <u>第23条</u> 取締役は、<u>株主総会の決議によって選任する</u>。 2. 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって<u>行う</u>。 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役及び特称取締役) <u>第24条</u> (現行どおり)</p> <p>(相談役) <u>第25条</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) <u>第26条</u> (現行どおり)</p> <p>2. 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を<u>開催</u>することができる。 (取締役会の招集者及び議長) <u>第27条</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議方法) <u>第28条</u> 取締役会の決議は取締役(当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。)の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって<u>行う</u>。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録) <u>第26条</u> 取締役会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>(報酬) <u>第27条</u> 取締役の報酬は、株主総会でその限度を定める。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (員数) <u>第28条</u> 当会社の監査役は、5名以内とする。 (任期) <u>第29条</u> 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(選任) <u>第30条</u> 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもってする。</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役会の招集通知) <u>第31条</u> 監査役会を招集するには、会日の3日前までに各監査役にその通知を発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>2. <u>取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。但し、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会の議事録) <u>第29条</u> 取締役会の議事は、その経過の要領及び結果並びに<u>その他法令に定める事項</u>を議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>(報酬等) <u>第30条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (員数) <u>第31条</u> (現行どおり)</p> <p>(任期) <u>第32条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(選任) <u>第33条</u> 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 <u>(監査役会および常勤監査役)</u> <u>第34条</u> 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。 (監査役会の招集通知) <u>第35条</u> (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p><u>第32条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、全監査役の過半数で行う。</p> <p>(監査役会の招集者及び議長)</p> <p><u>第33条</u> 監査役会の招集者及び議長については、監査役の互選をもって定める。但し、他の監査役が監査役会を招集することを妨げない。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p><u>第34条</u> 監査役会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>(報酬)</p> <p><u>第35条</u> 監査役の報酬は、株主総会でその限度を定める。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p><u>第36条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、全監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の招集者及び議長)</p> <p><u>第37条</u> (現行どおり)</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p><u>第38条</u> 監査役会の議事は、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第39条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>(社外監査役の責任限定契約)</u></p> <p><u>第40条</u> 当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金1,000万円以上で予め定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p><u>(会計監査人の設置)</u></p> <p><u>第41条</u> 当会社は、会計監査人を置く。</p> <p>2. 会計監査人は株主総会の決議によって選任する。</p> <p><u>(任期)</u></p> <p><u>第42条</u> 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(決算期)</p> <p>第36条 当会社の決算期は毎年3月31日とする。</p> <p>(配当金の支払)</p> <p>第37条 利益配当金は毎年3月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者にこれを支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第38条 取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、<u>商法第293条の5に定める金銭の分配(中間配当という。)</u>をすることができる。</p> <p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第39条 利益配当金及び前条の規定による分配金は、その支払開始の日から3年内に受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度及び決算期)</p> <p>第43条 当会社の事業年度は、<u>毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、事業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第44条 当会社の期末配当の基準日は<u>毎年3月31日とする。</u></p> <p>2. <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第45条 当会社は、取締役会の決議によって、<u>毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の除斥期間)</p> <p>第46条 期末配当金及び中間配当金は、<u>支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p>

第3号議案 大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）導入の件

株主共同の利益を害すると判断される買収行為への対策として、大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）を導入することにつきご承認をお願いしたいと存じます。その内容は、平成18年5月19日開催の取締役会において決議した別紙（19頁から31頁）に記載のとおりです。同対応方針に記載しておりますように、株主の皆様のご承認を賜りたいと存じます。

なお、上記対応方針を決定した取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役4名が出席し、いずれの監査役も上記対応方針の具体的運用が適正に行われることを条件として本対応方針に賛成する旨の意見を述べています。

第4号議案 取締役6名選任の件

取締役 長谷川陽一、清水俊雄、河又 史、宗田 繁、堤 則夫、守田敏則、石井繁礼、大田美行及び安居 尚の9名は本総会終結の時をもって任期満了となり、また取締役 神坂信也、勝瑞 護、鈴木敏男、吉井 巧、小田和之、大津 明、皆川善一、朝倉次郎及び村上英三の9名は本総会終結の時をもって辞任されます。

つきましては、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、取締役候補者全員が第3号議案について賛同の意を表しています。取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 当社の株式数
①	すず き えい いち 鈴木 穎 一 (昭和19年6月1日生)	昭和43年4月 当社入社 平成8年7月 当社エネルギー資源輸送部長 平成9年6月 当社取締役就任 平成11年6月 当社常務取締役就任 平成14年6月 内外運輸株式会社及び新東運輸株式会社(現 株式会社シーゲートコーポレーション) 取締役社長 平成18年5月 当社顧問 (現職)	39,000株
②	は せ がわ よう いち 長谷川 陽 一 (昭和22年5月23日生)	昭和45年4月 当社入社 平成9年7月 当社自動車船部長 平成11年7月 当社理事 自動車船部長 平成12年6月 当社取締役 平成14年6月 当社常務取締役 平成15年4月 当社専務取締役 (現職) 自動車船事業グループ、自動車船営業グループ、経営企画グループ、財務グループ、中国・新興地域事業推進室管掌	54,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 当社の株式数
③	し みず とし お 清 水 俊 雄 (昭和22年1月6日生)	昭和46年4月 当社入社 平成12年7月 当社コンテナ船事業部長 平成13年4月 当社コンテナ船事業グループ長 平成14年6月 当社取締役 平成16年6月 当社常務取締役 平成17年4月 当社専務取締役 (現職) 物流企画グループ、コンテナ船事業グループ、コンテナ船輸送管理グループ、港湾事業グループ、コンテナ船営業管掌	34,000株
④	つつみ のり お 堤 則 夫 (昭和23年9月4日生)	昭和46年4月 当社入社 平成11年7月 当社船舶部船舶技術グループ部長兼船舶部船舶管理グループ調査役 平成12年6月 当社取締役 平成16年6月 当社常務取締役 (現職) 安全運航グループ環境チーム、造船計画グループ担当	44,000株
⑤	もり た とし のり 守 田 敏 則 (昭和24年9月13日生)	昭和48年4月 当社入社 平成13年1月 当社自動車船部第二グループ部長 平成13年4月 当社自動車船第二グループ長 平成13年12月 当社自動車船企画調整グループ長兼自動車船第二グループ長 平成14年6月 当社取締役 平成16年6月 当社常務取締役 (現職) 自動車船事業グループ、自動車船営業グループ担当	40,000株
⑥	よし だ けい すけ 吉 田 圭 介 (昭和26年11月11日生)	昭和49年4月 当社入社 平成13年7月 当社財務グループ長 (現職)	7,000株

(注) 候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法定の監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて補欠として、会社法第329条第2項に基づき、補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 当社の株式数
しげ た はる お 重 田 晴 生 (昭和16年5月14日生)	昭和54年4月 神奈川大学法学部教授（至平成12年） 平成9年4月 神奈川大学法学研究所所長（至平成12年） 平成9年10月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 平成12年4月 青山学院大学法学部教授（現職） 平成12年9月 中国・大連海事大学客座教授（現職） 平成17年4月 青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授、青山学院大学法科大学院教授（現職）	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 重田晴生氏は、社外監査役としての要件を満たしております。

第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈及び役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金贈呈の件

本總會終結の時をもって取締役 河又 史、宗田 繁、石井繁礼、大田美行、安居 尚の5氏は任期満了により退任、また、取締役 神坂信也、勝瑞 護、鈴木敏男、吉井 巧、小田和之、大津 明、皆川善一、朝倉次郎、村上英三の9氏は辞任されることとなりました。

つきましては、前記各氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の算出基準に基づき相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく、それぞれの具体的金額、贈呈の時期、方法などは取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役各氏の略歴は次のとおりです。

氏 名				略 歴	
かみ 神	さか 坂	のぶ 信	や 也	昭和44年4月 当社入社 平成11年6月 当社取締役名古屋支店長 平成14年6月 当社常務取締役	(現職)
かわ 河	また 又		ふみと 史	昭和44年4月 当社入社 平成12年6月 当社取締役 平成15年4月 当社常務取締役 (欧州駐在)	(現職)
そう 宗	だ 田		しげる 繁	昭和47年4月 当社入社 平成12年6月 当社取締役 平成15年4月 当社常務取締役	(現職)
いし 石	い 井	しげ 繁	のり 礼	昭和47年4月 当社入社 平成14年6月 当社取締役 平成17年4月 当社常務取締役	(現職)
おお 大	た 田	よし 美	ゆき 行	昭和47年4月 当社入社 平成14年6月 当社取締役 平成17年4月 当社常務取締役	(現職)
しょう 勝	ずい 瑞		まもる 護	昭和46年4月 当社入社 平成15年6月 当社取締役 平成17年4月 当社常務取締役	(現職)
やす 安	い 居		ひさし 尚	昭和48年4月 当社入社 平成14年6月 当社取締役	(現職)
すず 鈴	き 木	とし 敏	お 男	昭和45年4月 当社入社 平成15年6月 当社取締役	(現職)
よし 吉	い 井		たくみ 巧	昭和48年4月 当社入社 平成15年6月 当社取締役	(現職)
お 小	だ 田	かず 和	ゆき 之	昭和46年4月 当社入社 平成17年6月 当社取締役	(現職)

氏 名	略 歴
おお 大 津 明 あきら	昭和48年4月 当社入社 平成17年6月 当社取締役 (現職)
みな 皆 川 善 一 かぜ	昭和49年4月 当社入社 平成17年6月 当社取締役 (現職)
あき 朝 倉 次 郎 ろう	昭和49年4月 当社入社 平成17年6月 当社取締役 (現職)
むら 村 上 英 二 ぞう	昭和50年4月 当社入社 平成17年6月 当社取締役 (現職)

また、当社は平成18年5月19日開催の取締役会において役員報酬制度を見直し、本総会終結の時を以って役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。これに伴い、以後の任期については退職慰労金を支給しないものとし、在任中の取締役7氏、第4号議案をご承認いただくことを条件として重任される取締役4氏及び在任中の監査役4氏に対して、当社所定の算出基準に基づき相当額の範囲内で、それぞれの取締役または監査役への就任時から平成18年6月までの在任期間に対応する退職慰労金を、各氏の退任時に贈呈致したいと存じます。

なお、それぞれの具体的金額、贈呈の時期、方法などは取締役につきましては取締役会に、監査役につきましては監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

対象取締役及び監査役各氏の略歴は次のとおりです。

氏 名	略 歴
きき 崎 長 保 英 ひで	昭和37年4月 当社入社 平成3年6月 当社取締役 平成5年6月 当社常務取締役 平成6年6月 当社専務取締役 平成11年6月 当社取締役副社長 平成12年4月 当社取締役社長 平成17年4月 当社取締役会長 (現職)
まえ 前 川 弘 幸 ゆき	昭和46年4月 当社入社 平成11年6月 当社取締役 平成12年6月 当社常務取締役 平成14年6月 当社専務取締役 平成17年4月 当社取締役社長 (現職)

氏 名	略 歴
はせがわ よういち 長谷川 陽 一	昭和45年 4月 当社入社 平成12年 6月 当社取締役 平成14年 6月 当社常務取締役 平成15年 4月 当社専務取締役 (現職)
しおた てつお 塩 田 哲 夫	昭和45年 4月 当社入社 平成11年 6月 当社取締役 平成14年 6月 当社常務取締役 平成17年 4月 当社専務取締役 (現職)
よしだ かつえ 吉 田 克 衛	昭和46年 4月 当社入社 平成11年 6月 当社取締役 平成14年 6月 当社常務取締役 平成17年 4月 当社専務取締役 (現職)
しみず としお 清 水 俊 雄	昭和46年 4月 当社入社 平成14年 6月 当社取締役 平成16年 6月 当社常務取締役 平成17年 4月 当社専務取締役 (現職)
くぼしま さとる 久保島 暁	昭和46年 4月 当社入社 平成11年 6月 当社取締役 平成14年 6月 当社常務取締役 (現職)
つづみ のりお 堤 則 夫	昭和46年 4月 当社入社 平成12年 6月 当社取締役 平成16年 6月 当社常務取締役 (現職)
もり た とし のり 守 田 敏 則	昭和48年 4月 当社入社 平成14年 6月 当社取締役 平成16年 6月 当社常務取締役 (現職)
えが ぐち こう ぞう 江 口 光 三	昭和47年 5月 当社入社 平成15年 6月 当社取締役 (現職)
さ えき たかし 佐 伯 隆	昭和49年 4月 当社入社 平成17年 6月 当社取締役 (現職)
で い おきわ 出 井 治	平成15年 6月 当社監査役 (現職)
むら い たか つぐ 村 井 隆 次	平成16年 6月 当社監査役 (現職)
おお たき こう いち 大 滝 光 一	昭和45年 4月 当社入社 平成16年 6月 当社監査役 (現職)
やま した けん ご 山 下 健 悟	平成15年 6月 当社監査役 (現職)

第7号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、平成13年6月28日開催の第133期定時株主総会において、月額700万円以内としてご承認をいただき現在に至っておりますが、その後の経営環境の変化、退職慰労金制度廃止等の事情を勘案すると共に、併せて将来における監査役の増強にも備え月額1,200万円以内に改定させていただきたいと存じます。

現在の当社監査役は4名であります。

以 上

(第3号議案別紙)

大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）

当社は、平成18年5月19日開催の当社取締役会において、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に対する対応方針を、以下のとおり決議いたしました。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。）または、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、売買の方法によるかを問わず取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮するものとします。）と当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合（ただし、合算に際しては、両者の重複する保有株券等の数については、控除するものとします。）または、
- (ii) 特定株主グループが注1の(ii)記載の場合は、当該買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。
各株券等保有割合および各株券等所有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

1. 当社における企業価値・株主共同の利益の向上の取組みについて

当社は、大正8年4月に創立され、爾来国際海上輸送に従事してきました。この間、当社はいくたの経営計画を策定しましたが、常に株主の皆様への安定配当体制の確立を目指してきました。最近では平成16年4月に、5ヵ年経営計画である『“K” LINE Vision 2008』をスタートさせ、企業価値を向上させるべくさまざまな施策を実施してきましたが、中国を中心に世界経済は大きな構造転換を遂げるところとなり、燃料油価格の大幅な高騰をはじめ海運を取り巻く事業環境も2年前の想定から大きく変化するなど経営環境は刻々と変化しています。このように事業環境ならびに収益環境が大幅に変化していく中で、本年3月10日には、まさに本年を新たな出発点として長期Visionも含めた『“K” LINE Vision 2008⁺』を新たに決定しました。

新経営計画は、従来の『“K” LINE Vision 2008』において策定された3つの基本課題である、①企業基盤の強化による安定収益体制の確立、②夢のある企業文化の創造と“K” LINEブランド価値の向上、③コーポレート・ガバナンス体制の強化とリスクマネジメントの整備強化、を受け継ぎ、さらに平成20年度の数値目標としては、運航隻数500隻体制、売上高11,000億円へと事業規模の拡大を進め、財務体質の面においても、株主資本4,000億円、株主資本比率約40%および格付けA格を安定的に確保する等に努めます。また、配当性向は連結ベースで当面は20%を目指しています。

また、長期Visionとしては平成27年以降（2010年代半ば）には、運航隻数700隻体制、売上高15,000億円へ事業規模を拡張、財務体質の面でも、株主資本7,500億円、株主資本比率約50%以上を視野に入れていきます。

2. 企業価値に関する当社の考え

企業価値とは、会社が生み出す将来の収益の合計のことであり、株主に帰属する株主価値とその他のステークホルダーなどに帰属する価値によって構成されます。企業価値は将来の値の予測値であり、将来の様々な要因によって容易に変化する可能性があります。したがって、これを正確に測定することは難しいと考えられています（企業価値研究会「企業価値報告書」）。

また、株価と企業価値の関連性については、株価が企業価値を正確に表すのは市場が完全な場合のみであって、将来収益を左右する貴重な情報は市場における株価に必ずしも反映されない可能性があるため、本当の企業価値は株価と乖離している場合が多いとの認識を持っています。

すなわち、当社の考える企業価値は、単に株価に表されるもののみと考えるのではなく、企業が営業活動を営むことを通じて公正な企業社会の中において作り上げられていく発展可能性を指すものと考えています。したがって、大規模買付者による買付価格が株価を上回っている場合であっても、大規模

買付者が実現しようとする企業価値が現経営陣の目指す企業価値を上回っているものとする何の保証もありません。

このように、会社の営業活動の特性に対する深い理解がなければ企業価値の正確な把握は困難であると考えられますから、株主の皆様が大規模買付者による大量買付行為を評価するに際しては、大規模買付者から提供される情報のみを参考とするのではなく、当社の業務特性に通暁した当社取締役会から提出される大規模買付行為に対する評価・見解等が極めて大切であると考えられます。

3. 大規模買付ルールの目的

上記1. で述べた方針に沿った中長期的な企業価値の向上を目指す当社の経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験ならびに顧客・従業員および取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係への十分な理解が不可欠です。これらに関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる企業価値を適正に判断することはできません。当社は、平生より当社株式の適正な価値がいかなるものであるかについて、株主および投資家の皆様にご理解をいただくためのIR活動を目指していますが、突然大規模買付行為がなされた時に、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当であるかどうかを株主の皆様が短期間の内に正しく判断するためには、大規模買付者および当社取締役会の双方から必要かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模買付行為が当社に与える影響や、当社の従業員、関係会社、顧客および取引先等のステークホルダーとの関係についての方針、あるいは大規模買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料です。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかということも、当社株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

また、株式の大規模買付の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、当社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすためには買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも考えられます。とくに、当社が新経営計画で基本課題として掲げる、企業基盤の強化による安定収益体制の確立、“K” LINEブランド価値の向上のためには、安定的な海上輸送を実現するための安全対

策の継続的实施など海運事業者としての社会的責任を全うし、顧客との間に長期的な信頼関係・取引関係を確立・維持することが必要不可欠であり、これらが大規模買付者により、十分に理解され、中長期的に確保され維持・向上されなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

これらを考慮し、当社取締役会は、大規模買付行為に際しては、大規模買付者から事前に、株主の皆様判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報を確保し、当社取締役会が大規模買付者の提案の改善について交渉し、あるいは株主の皆様に対する代替案の提示を行うための機会を確保し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止する仕組みが必要不可欠であると判断し、以下に定める大規模買付ルールを設定することとしました。

4. 大規模買付ルールの内容

(1) 本対応方針の内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、①大規模買付者に対して、事前に当社取締役会に対し必要かつ十分な情報の提供を求め、②大規模買付行為につき当社取締役会による一定の評価期間を確保した上で、株主の皆様当社取締役会の事業計画や代替案等を提示、大規模買付者との交渉・協議等を行っていくための手続を定めています。

(2) 必要情報の提供

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示した大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととし、当社はかかる意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初ご提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。

具体的には、まず大規模買付者に、当社取締役会に対して、当社株主の皆様判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）の提供を要請します。本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者およびそのグループの概要（大規模買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的および内容
- ③ 当社株式の取得対価の算定根拠および取得資金の裏付け

④ 当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下、「買付後経営方針等」といいます。）

⑤ 買付等の後における当社の社員、取引先、顧客その他当社に係る利害関係者の処遇方針

なお、当初に提供された情報を精査した結果、それだけでは当社株主の皆様への判断または当社取締役会としての意見形成のためには不十分であると認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで重ねて情報提供を求めます。大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様への判断のために必要であると認められる場合には、適時・適切と判断される時点で、その全部または一部を開示します。

(3) 評価期間の確保

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価・検討、交渉および意見形成ならびに代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。

従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとし、取締役会評価期間中、当社取締役会は独立の外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

(4) 特別委員会の設置

当社取締役会は、本対応方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、特別委員会規程（概要につきましては、別紙2をご参照ください。）を採択するとともに、特別委員会を設置することを決議しました。特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している（注4）当社社外監査役および社外有識者（注5）の中から選任します。

本対応方針においては、以下5.（1）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません、5.（2）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、対抗措置をとる場合があります、という形で対抗措置発動にかかる客観的な要件を設定しておりますが、5.（1）に記載のとおり例外的に対抗措置をとる場合、ならびに上記5.（2）に記載のとおり対抗措置をとる場合など、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、原則として特別委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

注4：独立性とは、

業務執行の任にはない状態を指します。

注5：社外有識者とは、

経営経験豊富な企業経営者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

5. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明し、あるいは代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに止め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応ずるか否かは、当社株主の皆様が当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が明らかに濫用目的によるものと認められ、その結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、株主共同の利益を著しく損なうと判

断される場合には、次項と同様の状況にあるとの認識に立ち、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に新株予約権の割当等、当社株主の皆様の利益を守るために会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を取ることがあります。当該大規模買付行為が株主共同の利益を著しく損なうか否かの検討および判断については、その判断の客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む本必要情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら当該大規模買付者および大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）、さらに当該大規模買付行為が株主共同の利益に与える影響等を検討し、特別委員会の勧告を得た上で決定することとします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者による大規模買付の態様が、以下のいずれかに該当すると認められる場合は、具体的な買付方法のいかんにかかわらず、当社取締役会は、株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり大規模買付行為に対抗する場合があります。

(3) 特別委員会に対する諮問

(1) および(2)において対抗措置をとる場合には、下記の要件に該当するかどうかについて、あらかじめその適否を特別委員会に諮るものとします。

(a) 大規模買付ルールが遵守されなかった場合

(b) 下記に掲げる行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付である場合

- ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げ高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で、株式を買い占め、その株式につき当社に対して高値で買取りを要求する行為
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な資産または知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先および顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に廉価で移譲させるなど、当社の犠牲の下にいわゆる焦土化経営を行うような行為
- ③ 会社経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者およびそのグループ会社等の債務の担保および弁済原資として流用する行為
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

- (c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付である場合
- (d) 当社に、当該買付に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付である場合
- (e) 当社株主の皆様に対して、本必要情報その他買付内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われる買付である場合
- (f) 買付の条件（買付対価の価額・種類、買付の時期、買付方法の適法性、買付実行の蓋然性、買付後における当社の従業員、取引先、顧客その他当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付である場合
- (g) 買付者等による買付後の経営方針または事業計画の内容が不十分または不適当であるため、海運業の安全性もしくは公共性が阻害されまたは顧客の利益に重大な支障をきたすおそれのある買付である場合

具体的にいかなる手段を講ずるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。具体的対抗措置として新株予約権の無償割当をする場合の概要は別紙1に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当をする場合には議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることとします。

なお、機動的に新株予約権の無償割当ができるように新株予約権の発行登録を行います。

6. 大規模買付ルールの適用開始、有効期間、継続および廃止

本対応方針は、本定時株主総会において株主の皆様から普通決議により承認・可決いただくことを条件に効力が発生します。

本対応方針の有効期間は本定時株主総会の日から3年間（平成21年6月に開催予定の当社定時株主総会の時まで。）とし、本対応方針の継続（一部修正した上での継続を含む。）については、別途当社株主総会の普通決議による承認を経ることとします。

また、本対応方針は、本定時株主総会により承認された後であっても、①当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合、②当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

以 上

（ご参考）

特別委員会の設置について

本プランの導入当初における特別委員会の委員には社外の有識者として古河潤之助氏（古河電気工業株式会社取締役相談役）、小林 俊氏（ニッセイ情報テクノロジー株式会社取締役社長）及び重田晴生氏（青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授・弁護士）、また、当社社外監査役から村井隆次氏、山下健悟氏の5名がそれぞれ就任する予定であり、就任の承諾を得ております。なお、特別委員会の各候補者と当社との間には特別の利害関係はなく、いずれの委員候補者も当社経営陣からの高い独立性を有しています。

新株予約権の概要

1. 新株予約権の割当方法（新株予約権無償割当）

会社法第277条、第278条および第279条の規定により、当社取締役会が新株予約権の無償割当の決議（以下、「新株予約権無償割当決議」という。）において割当期日として定める日（以下、「割当期日」という。）における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（ただし、同時点において当社の保有する当社普通株式の数を除く。）1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を割当てる。

2. 割当てる新株予約権の総数

割当期日における当社の最終の発行済株式数（ただし、同時点において当社の保有する当社普通株式の数を除く。）を上限とする。なお、当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

3. 新株予約権無償割当がその効力を生ずる日

当社取締役会が別途定める日とする。

4. 新株予約権の目的となる株式の種類

新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とする。

5. 新株予約権の目的となる株式の総数

(a) 新株予約権1個当りの新株予約権の目的となる株式の数は、当初1株とする。

(b) 新株予約権の目的となる株式の総数は、割当期日における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の保有する当社普通株式の数を除く。）を当初の上限とする。

6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は1円以上とする。

7. 権利行使期間

新株予約権の無償割当の効力発生日から6ヶ月を経過するまでの期間の範囲で、当社取締役会が別途定める期間とする。

8. 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第40条に従い算出される資本金等増加限度額全額とし、資本準備金は増額しないものとする。

9. 譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

10. 行使条件

大規模買付者およびその一定の関係者その他として次の各号に定める者は、新株予約権を行使することができない。詳細については新株予約権無償割当決議において当社取締役会で別途定めるものとする。

- (ア) 特定大量保有者（注1）
- (イ) その共同保有者（証券取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）、
- (ウ) 特定大量買付者（注2）、
- (エ) その特別関係者
- (オ) 上記(ア)ないし(エ)記載の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ずに譲り受けもしくは承継した者
- (カ) 上記(ア)ないし(オ)記載の者の関連者（注3）

(注1) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。

(注2) 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（証券取引法第27条の2第1項に定義されます。以下、本(ウ)において同じとする。）の買付け等（同法同条項に定義される。以下同じ。）の開始の公告をおこなった者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして証券取引法施行令第7条第3項に定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合とその者の特別関係者の株券等所有割合とを合計して20%以上となる者をいう。

(注3) ある者の「関連者」とは、実質的にその者が支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。

11. 取得条項

当社は、取締役会決議により別途定める日をもって、新株予約権のうち前項の規定によって新株予約権を行使できない者の新株予約権を除いた新株予約権を取得することができる。この場合には、当社は当該新株予約権を取得すると引換えに、当該新株予約権の新株予約権者に対して、新株予約権1個当たり当社普通株式1株を交付する。

また、当社は新株予約権の権利行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができる。

12. 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）・吸収分割・新設分割・株式交換・株式移転時の新株予約権の交付及びその条件に関する事項
当社取締役会が別途定めるところによる。

13. 目的株式数の調整

当社が新株予約権の割当後、株式の分割もしくは株式の併合、または株式無償割当、合併等当社の発行済株式数に変更もしくは変更の可能性が生ずる行為を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

以 上

特別委員会規程の概要

- ・特別委員会は、当社取締役会の決議により設置される。
- ・特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外監査役および社外有識者の中から、当社取締役会が選任する。
- ・特別委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容をその理由および根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この特別委員会の勧告を最大限尊重して、最終的な決定を行う。
 - ① 買収に対抗するための新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置の発動
 - ② 買収提案者との事後交渉に基づく新株予約権の取得、割当中止その他の対抗措置の廃止
 - ③ 前二号に準ずる重要な事項
 - ④ その他、当社取締役会が特別委員会に勧告を求める事項
- ・特別委員会は、弁護士、証券会社、投資銀行その他外部の専門家に対し、当社の費用負担により助言を求めることができる。
- ・特別委員会決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以 上

平成18年6月5日

株 主 各 位

川崎汽船株式会社

インターネット等による議決権行使について

インターネット等による議決権行使は、この議決権行使専用ウェブサイト (<http://www.web54.net>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。

ご利用に際しては、次の事項をご覧ください、ご了承のうえご利用いただきますようお願い申し上げます。

1. システムに係る条件

インターネットで議決権を行使するために、次のシステム環境をご確認ください。

(1) 画面の解像度が横800×縦600ドット（SVG A）以上であること。

(2) 次のアプリケーションをインストールしていること。

ア. Microsoft® Internet Explorer Ver. 5.01 SP2 以降

イ. Adobe® Acrobat® Reader™ Ver. 4.0 以降または、Adobe® Reader® Ver. 6.0 以降

※Microsoft® およびInternet Explorerは米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標または商標です。

※Adobe® Acrobat® Reader™、Adobe® Reader®はAdobe Systems Incorporated（アドビシステムズ社）の米国およびその他の国における登録商標または商標です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

(3) なお、インターネットの接続に、ファイアーウォールなど設定によりインターネット上での通信が制限される場合がありますので、システム管理者の方にご確認ください。

2. 議決権行使のお取り扱い

■インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。

■インターネットと書面の両方で議決権行使をされた場合は、後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。

なお、インターネットと書面が同日に到着した場合は、インターネットを有効な議決権行使としてお取り扱いします。

■議決権の行使期限は、平成18年6月23日（金）午後5時となっておりますので、お早めの議決権行使をお願いします。

3. パスワードのお取り扱い

- パスワードは、議決権行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。届出印鑑や暗証番号と同様に大切に保管願います。
パスワードのお電話などによるご照会には、お答えいたしかねます。
- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行を希望する場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

中央三井信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

【電話】 0120(65)2031

(受付時間 土・日・休日を除く 9:00~21:00)

- 其他のご登録住所・株式数のご照会などは、下記にお問い合わせください。

中央三井信託銀行 証券代行事務センター

【電話】 0120(78)2031

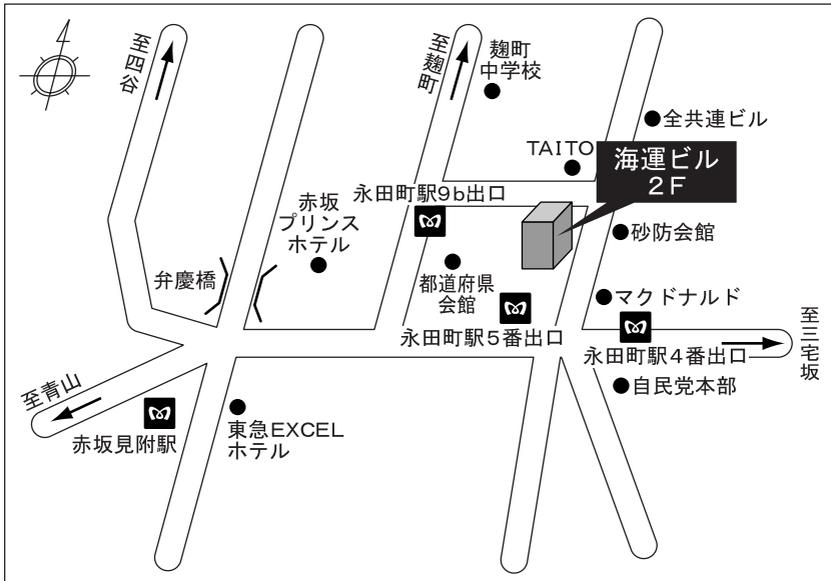
(受付時間 土・日・休日を除く 9:00~17:00)

以 上

株主総会会場ご案内

- 会 場** 東京都千代田区平河町2-6-4 海運ビル
海運クラブ（日本海運会館）2階・大ホール
- 交 通** 東京メトロ有楽町線・半蔵門線・南北線
永田町駅4番、5番 又は9b出口より徒歩2分

※なお、当日駐車場の準備はしていません。
あしからずご了承下さいますようお願い申し上げます。



K LINE
川崎汽船株式会社®



R100

当紙/6色/フルカラー印刷100%再生紙を使用しています